

eシールに係る総務大臣認定制度

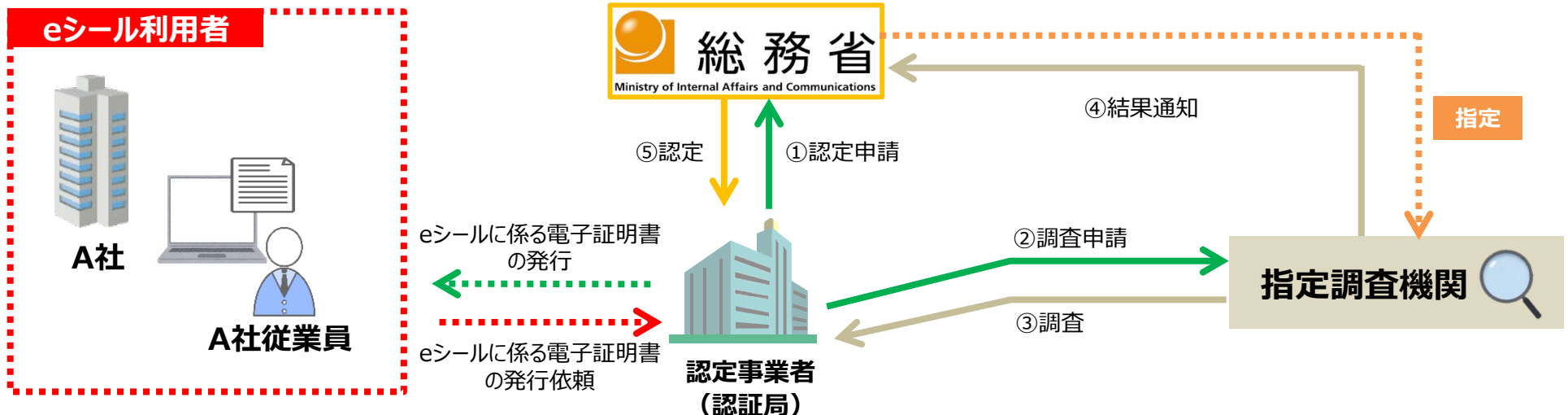
- ✓ eシールの民間サービスの信頼性を評価する基準策定及び適合性評価を実現するため、令和5年9月より「eシールに係る検討会」を開催し、令和6年4月に「最終取りまとめ」を公表。総務大臣によるeシールに係る認定制度を創設することが適当とされた。
- ✓ 総務大臣によるeシールに係る認定制度の創設に向けて、当該取りまとめや「eシールに係る指針（第2版）」で示された方向性を踏まえながら、制度運用に必要な関係規程の策定に資する検討を行う場として令和6年6月より有識者会議を開催し、令和7年3月に関係規程を整備。

eシールに係る総務大臣認定制度の概要

- 「**eシール**」とは、**電磁的記録※1**に記録された情報（以下「**電子データ**」という。）に付与された又は**論理的に関連付けられた電子データ**であって、次の要件のいずれにも該当するものとする。
 - 一 **当該情報の出所又は起源を示す**ためのものであること。
 - 二 **当該情報について改変が行われていないかどうか確認することができる**ものであること。
- また、「**eシールに係る認証業務**」とは、自らが行うeシールの生成についてその業務を利用する者その他の者の求めに応じ、当該利用者がeシールを生成したものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務とする。
- 認定業務は、**技術・設備・運用に係る基準**等を満たす必要がある

※1：電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

総務大臣認定制度の仕組み



eシールに係る認定制度の関係規程（告示・実施要項・ガイドライン）の概要①

- ✓ 総務省は、令和6年3月31日に、[eシールに係る認証業務の総務大臣認定制度に関する関係規程（告示・実施要項・ガイドライン）](#)を策定。関係規程の主なポイントは、以下のとおり。

eシールに係る関係規程の主なポイント

1. 認定に係る基準や調査に関する規定

- 総務大臣は、下記をはじめとする要件に該当する認証業務を認定認証業務として認定することができる。

技術基準	eシールの安全性確保のために用いる 公開鍵暗号 （署名）について、「 電子政府推奨暗号リスト 」に記載された暗号技術を使用すること	■ 「電子政府推奨暗号リスト」に記載された暗号技術を選択・採用するとともに、適切なセキュリティ強度を実現するために必要な鍵長及びハッシュ長を選択・採用していること 等
設備基準	eシール用認証業務用設備を設置する場所、業務の重要度に応じて、 入出場管理 を行うこと	■ 認証設備室への入室には、複数人による生体認証装置の操作が必要であり、あらかじめ登録された権限者であることが認証・識別される必要があること 等
	電気通信回線を通じた 不正なアクセス等を防止するために必要な措置 が講じられていること	■ eシール用認証業務用設備が外部ネットワークと接続している場合、不正アクセス行為を防御するためのファイアウォール機能及び侵入検知機能を備えた通信機器を有するとともに、定期的な脆弱性確認・対応を実施すること 等
	正当な権限を有しない者による作動を防止する措置等 が講じられていること	■ アクセス権限は操作者単位に設定でき、操作者を特定できること 等
	eシール用認証事業者の 秘密鍵を作成・管理 する電子計算機は、 漏洩を防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機 であること	■ eシール用認証事業者の秘密鍵の保護はFIPS 140-2のレベル3以上若しくはFIPS 140-3のレベル3以上又はISO/IEC 15408 EAL4+以上の認証を受けた製品とすること 等
	認証業務の重要度に応じて、 災害の被害を容易に受けないように必要な措置 が講じられていること	■ 移動・転倒防止対策等の対策が講じられていること 等
運用基準	利用申込者の真偽を確認するため、法的・物理的・運営的な存在確認を実施 すること	■ 法的・物理的・運営的な実在性確認について、商業登記法に基づく登記事項証明書や信頼できる第三者機関が営む法人データベース等を用いて確認すること 等
	利用申込者に対して利用等に関する重要な事項を説明 すること 等	■ eシール用電子証明書を署名用途と混同して使用してはならないこと等について、eシール用認証業務の利用申込者にわかりやすく記述し、説明していること 等

- 総務大臣は、認定のための審査に当たり、申請に係る認証業務の実施に係る体制について実地の調査を行う。

eシールに係る認定制度の関係規程（告示・実施要項・ガイドライン）の概要②

eシールに係る関係規程の主なポイント（続き）

2. 認定事業者に関する規定

- 認定は、2年ごとに更新を受けなければ効力を失う。
- また、認定業務の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、予め総務大臣の認定を受けなければならない。
- 総務大臣は、認定業務が認定時の要件に該当しなくなったと認めるとき等は、認定を取り消すことができる。
- 認定事業者は、認定業務の確実性又は安定性を損なう恐れがある事態が発生した場合は、速やかに総務大臣へその旨を通知するとともに、必要な対応を行い、その経過を報告しなければならない。

3. 指定調査機関に関する規定

- 指定調査機関が規定による調査に準ずる調査等を行った場合には、総務大臣による調査等に代えることができる。この場合、総務大臣は、指定調査機関が実施した調査等の結果を考慮して認定等のための審査を行う。
- 総務大臣は、調査等を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力その他の能力を有する等の要件に適合する者を、指定調査機関として指定することができる。
- 指定は、5年ごとに更新を受けなければ効力を失う。

4. 告示の施行期日に関する規定

- 告示は公布の日から施行する。ただし指定調査機関に関する規定以外の規定は、公布の日から1年を超えない範囲内において別に告示で定める日から施行する。

(参考) eシールに係る総務大臣認定制度の概要

